

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年5月24日（平成30年（行個）諮問第92号）

答申日：平成31年2月26日（平成30年度（行個）答申第184号）

事件名：本人が特定日にした人権救済申立てに関する記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙2に掲げる文書1ないし文書7（以下、順に「文書1」ないし「文書7」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月5日付け2庶文1第240号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

回数有っての決定事項が、まず、特定市A相手2件、特定市B相手2件が、それぞれ、1件のみの申請の不当。

個人の件（1件）と情報不足の件（1件）が、因果関係の重大性示すも、A係長、B係長の毎回提言異なる中、本省側への連絡都度都度で、所定様式用紙計4枚（特定市A2件の2枚）、（特定市B2件の2枚）が、本件は、足りない。職員の一方的意識での処理を判断する。よって公正の理由付けに何ら信用性欠く。

行政機関の情報公開不足は、個人の被害及ぼした。特定インターネット掲示板の民間人の悪意を招いた。どの様な当局職員の協議・検討内容かは、在日外国人の基本的人権知る上での重要事項から、全開示は、当然である。また、それ以前に、窓口職員（係長級）の意識下に、児童の権利条約・人種差別撤廃条約・社会権規約・政府官報号外第135号（条約第28条 昭和40年12月18日）等の「人権擁護（冊子）」

との適正か否かは、私の知る権利・外国人のみならず、日本人にも知る権利である。上記冊子交付元は、法務省人権擁護局である。ヘイトスピーチ解消法施行後も、全く解消欠く。特定法務局職員の差別意識の有無にも関わる。非開示部分を知る権利ある。

ちなみに、私は、特別永住者の日本生まれ育ち3世、日本学校卒業者、日本語しかわかりません。（日本語のみ）

特定年月日Aは、再認識した個人件のみ処理を在日外国人が、「民法の親権」強い為のホームエディケーション可能とする情報公開不足の人権救済申立手続行う。本件で知るのは、個人件。

その他（証拠書類等）（省略）

（2）意見書（添付資料省略）

昭和40年12月18日政府官報号外第135号（条約第28号）。

平成28年6月3日政府官報号外第123号 児童福祉法一部改正。

上記の政令：政府官報号外135号（文初財第464号）・123号（文初高第149号）を私の意見書に置く。

尚、「特定裁判」特定地裁判決は、校長の学校教育法違反の判事。特定高裁は、民法の判事。

- ・ 特定市A，特定市Bの学校教育法上の啓発する情報公開の義務有。
- ・ 特定市A，特定市Bの民法上の親権者の権限の情報公開の義務有。
- ・ 特定インターネット掲示板管理者への学校教育法，民法の啓発義務有る法務省。

※ 特定地方裁判所の判決，特定高等裁判所の判決，最高裁判所の判断。添付A～Eは，3件とも提出類扱い求む。

※ 「官報」以降の文部科学省の通知類は，上記一部（ ）明示：年度期日交付通知数十点HP上有。

平成28年2月施行「教育機会確保法」関連性の本3件処分庁の不開示部分は，職員協議こそが開示義務有（国家公務員倫理法）。

人事院の行うJKET研修資料の添付。人研－1296（H30.11/1）・1410（H30.12/14）

以下は，以下の意見書とする。①・②・③の理由説明書について意見書。

① 情個審第1742号（平成30年6月5日）：平成30年（行個）諮問第92号理由説明書。

② 情個審第3356号（平成30年11月13日）：平成30年（行個）諮問第196号理由説明書。

③ 情個審第3571号（平成30年12月4日）：平成30年（行

個) 諮問第204号理由説明書。

(注) 略。

参考について

文部科学省ホームページ上公開の通知類一覧の添付。

中には、総務省、法務省の関する通知有。

審査請求人は、特別永住者の特例法の特別永住者3世(以下略)。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は、開示請求者(審査請求人を指す。以下同じ。)が特定年月日Bにした人権救済申立て(以下「本件人権侵犯事件」という。)に関する記録(以下「本件人権侵犯事件記録」という。)である。

処分庁は、下記4の理由により、平成30年3月5日、保有個人情報の部分開示決定をし、同日付け2庶文1第240号「保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」で審査請求人に通知した。

2 人権侵犯事件について

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件は、主に被害者からの申告によりその手続を開始することとなっているところ、人権侵犯事件調査処理規程(平成16年法務省訓令第2号)8条1項において、「申告のあった事件が、法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当でないと認められる場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講ずるもの」と定められており、法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当でないと認められる場合については、人権侵犯事件調査処理細則(平成16年3月26日付け法務省権調第200号人権擁護局長通達)7条1項に定められている。

したがって、申告者から人権救済の申立てがあったときは、その申立てが法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当か否かを検討した上で人権侵犯事件の手続開始の可否を決定しているところである。

3 審査請求の趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った原処分を取り消し、全部開示とする決定を求めていると解される。

4 部分開示を行った理由について

審査請求の対象である本件人権侵犯事件記録の中には、人権救済の申立てを人権侵犯事件として手続を開始するか否かその処理に関する職員間の協議・検討の内容に係る情報が含まれている。

その処理に当たっては、人権侵犯事件の手続不開始事由に該当するか否か、手続を開始することが適当か否か等、職員がその申立て内容を調査して評価する必要がある、このような情報が開示されることとなれば、職員が率直な意見を述べ、それを記録することに消極的になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

5 その他

本件審査請求の対象となっている本件人権侵犯事件記録のうち、不開示情報に該当する部分については、別紙2のとおりである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成30年5月24日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月4日 | 審議 |
| ④ 平成31年1月25日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同年2月1日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑥ 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めるものであるところ、処分庁は、文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定した上で、別紙2のとおり、そのうちの文書2ないし文書4及び文書7に記録された保有個人情報についてはその全部を開示したが、文書1、文書5及び文書6に記録された保有個人情報については、その全部又は一部（不開示部分は別紙2の「不開示部分」欄のとおり。以下「本件不開示部分」という。）が法14条7号柱書きの不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件不開示部分を開示するよう求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報記録された文書について

本件対象保有個人情報記録された文書は、本件人権侵犯事件記録であるところ、これは、別紙2のとおり、本件人権侵犯事件に係る決裁用紙（文書1）を先頭に、特定年月日B付けの人権相談票（文書2）、申告者（審査請求人。以下同じ。）が提出した人権侵犯被害申告シート（文書3）、新聞記事の写し（文書4）、担当官処理意見（文書5）、審査請求人宛ての通知文書及び添付書類（文書7）等から構成されていて、審査請求人が特定年月日B付けで特定法務局に対して行った人権救済の申立て及びその処理に係る一連の文書であると認められる。

(2) 諮問庁の説明の要旨

本件不開示部分である①文書1の決裁用紙の「起案日」欄に記載された起案日、②文書5の担当官処理意見の「結論」及び「理由」の各欄の記載内容部分並びに③文書6の全部には、本件人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討の内容に係る情報が含まれているところ、当該情報は、上記第3の4のとおり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(3) 検討

本件不開示部分には、特定法務局内部における本件人権侵犯事件の処理に係る電子決裁の起案日のほか、担当職員の具体的な処理意見や評価又は心証等を始め、本件人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の内部的な協議・検討の内容に係る情報や、その検討等の過程を推測させる情報が記載されていると認められる。

人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査事務に対応するためには、法務局内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要があるものと認められる。

かかる必要性に鑑みれば、本件不開示部分が開示されることになると、法務局職員において、今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余り、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ達な意見交換が行われなくなり、ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、本件不開示部分は、法14条7号柱書きに該当すると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 本件請求保有個人情報記録された文書

特定年月日 B 付けの相手方特定市 A，特定市 B，特定インターネット掲示板管理人，いずれの申立てとも職員の聴取記録全部と提出物全部。並びに，検討記録等求める。

別紙 2 本件対象保有個人情報記録された文書

開示請求者が特定年月日 B にした人権救済申立てに関する記録
 (本件人権侵犯事件記録。具体的には下記の文書 1 ないし文書 7 である。)

文書番号	通し番号	本件対象保有個人情報記録された文書の名称	不開示部分
文書 1	1	決裁用紙	「起案日」欄の起案日
文書 2	2	人権相談票	
文書 3	3 ~ 5	申告者提出書類 (人権侵犯被害申告シート)	
文書 4	6	申告者提出書類 (新聞記事の写し)	
文書 5	7	文書 (担当者処理意見)	「結論」及び「理由」の各欄の記載内容部分
文書 6	8, 9	文書	全部
文書 7	10, 11	通知文書及び添付資料	